



島根県報

平成18年11月7日 (火)
第 1,827 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

県営土地改良事業計画の変更	(農 村 整 備 課)	1
解除予定保安林 (5 件)	(森 林 整 備 課)	1

公 告

ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務の事業予定者選定の ための提案競技の実施	(情 報 政 策 課)	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	6

告 示

島根県告示第1022号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、隠岐島前 (海士) 地区を受益地域とする区画整理事業 (県営中山間地域総合整備事業) の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に興議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

隠岐島前 (海士) 地区区画整理事業 (県営中山間地域総合整備事業) 変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

海士町役場

島根県告示第1023号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行1150 - 2、1151 - 6、1153 - 10、1153 - 11、1154 - 4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第1024号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町都賀行1151 - 4、1151 - 5、1153 - 7、1153 - 8、1153 - 9、1154 - 3
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第1025号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町宮内1384 - 4、1384 - 5
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
農道用地とするため
-

島根県告示第1026号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町宮内1384 - 6
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第1027号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市旭町市木7788 - 2
- 2 保安林として指定された目的
なだれ防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務の事業予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務
 - (2) 仕様
「ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務調達にかかる提案競技仕様書」による。
 - (3) 期間
ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務
平成19年5月1日から平成24年3月31日まで
ネットワーク連携基盤の構築業務
契約の日から平成19年4月30日まで
 - (4) 予算額
78,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 提案競技参加資格に関する事項
提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同提案者にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。
 - (1) 単独企業・法人の資格要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
 - エ 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者（以下「賃貸借資格者」という。）であること。
 - (2) 共同提案者の資格要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- イ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 共同提案者のいずれかが、賃貸借資格者であること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布方法、期間及び配布場所

ア 配布期間

平成18年11月7日（火）から平成18年12月15日（金）まで

イ 配布方法

島根県情報政策課ホームページから取得する。

島根県情報政策課ホームページ

URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/johoseisaku/elg/nyuusatsu/nyuusatsushiryoku.html>

ウ 別途配布資料について

確約書の提出を条件として島根県地域振興部情報政策課にて配布を行う。

(2) 提案競技説明会は実施しない。

4 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、参加資格を有すると認められたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書 1部（共同提案の場合は、構成員すべてについて各1部）

ウ 法人登記事項証明書 1部（共同提案の場合は、構成員すべてについて各1部）

エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部（賃貸借資格者は不要）

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部（賃貸借資格者は不要）

カ 単独企業・法人については2(1)ア及びウ、共同提案者については2(2)ア及びオに該当する旨の誓約書 1部（共同提案の場合は、構成員すべてについて各1部）

キ 提案書 6部

ク 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

(1)のアからカの書類については、平成18年11月28日（水）午後1時まで（郵送の場合は書留とし、28日の午後1時までに必着のこと。）

(1)のキ及びクの書類については、平成18年12月18日（月）午後1時まで（郵送の場合は書留とし、18日の午後1時までに必着のこと。）

ウ 提出先

郵便番号690 - 8501 松江市殿町1番地

島根県地域振興部情報政策課

担当 門脇

電 話 0852 - 22 - 6636

F A X 0852 - 22 - 5969

e-mail infosys@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに電子メールにより送付すること。
- (2) 提出期限
平成18年11月17日(金) 17時まで
- (3) 提出先
4(3)ウに同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成18年11月21日(火)までに島根県情報政策課ホームページに掲載する。
島根県情報政策課ホームページ
URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/johoseisaku/elg/nyuusatsu/nyuusatsushiryoku.html>

6 選定方法

- (1) ネットワーク連携基盤に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務の事業予定者を特定する。
- (2) 評価については、以下の点を考慮する。
 - ア 高い信頼性を有すること。
 - イ システムに係る経済性が高いこと。(汎用性が高いこと。運用負担の軽減が図られること。)
 - ウ 費用
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局によるヒアリングを行う。
- (5) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。

7 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約

- (1) 契約相手方
審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 契約金額
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払い

前金払いは行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

提案競技説明書による。

9 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) その他詳細は、提案競技説明書による。

10 提案競技に関する問合せ先

4(3)ウに同じ。

11 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required:

A Data-transmitted Computing system

(2) Deadline for submission of proposal documents:

17:00 p.m 18 December 2006

(3) For further details contact:

Information Policy Division

1 Tono-machi

Matsue City

Shimane Prefecture 690-8501

Japan

TEL: 0852-22-6636

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひだまり

3 代表者の氏名

内藤 哲朗

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市玉湯町湯町1801番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、就労支援、健康及び生活相談、交流会、福祉に関する情報提供等を包括する地域活動支援センター事業を行い、障害者の自立を支援し、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

